

## 不利益処分

処分名	介護・訓練等給付費の支給決定の取消し
根拠法令	障害者自立支援法第 25 条 障害者自立支援法施行規則第 20 条
所管課	福祉政策課

### 1 処分基準

#### (1) 処分の内容

介護・訓練等給付費の支給資格を取り消し，障害福祉サービス受給者証の返還を求める。

#### (2) 処分の要件

介護・訓練等給付費の支給決定を受けた障害者が，支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。

例 受給者本人が死亡したとき。

疾病等により，3か月以上の入院が必要と認められた時又は入院期間が3か月以上となり，退院の見込が立たないとき。

介護保険の要介護認定により，給付を受けることができるときなど。

支給決定を受けた障害者が，支給決定期間内に，当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。（ただし，特定施設への入所の場合を除く。）